

考 査 A

(30年)

受 検 地	受 検 番 号	氏 名
	頭符号()	

問 題

次の注意をよく読んでから始めてください。

【注意】

1. この問題は、全て五肢択一式です。
2. 解答は、各問題とも選択肢のうち正解と思う番号を、答案用紙の解答欄に記入してください（答案用紙は別紙です）。
3. この問題用紙の余白は、計算等に使用しても差しつかえありません。
4. 建築基準法等の法令については、**平成30年1月1日現在**において施行されている規定により解答してください。
5. 解答に当たって、問題に記載されている事項を除き、**地方公共団体の条例、規則等の規定の内容については、考慮しないこととします。**
6. この問題については、**検定終了まで在席していた者に限り、持ち帰りを認めます**（中途退出者については、持ち帰りを禁止します）。

【No.1】 建築基準法の適用等に関する次の記述のうち、**誤っている**ものはどれか。

1. 都市計画法の規定により土地を収用することができる都市計画事業の施行の際現に存する建築物が、当該事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、建築基準法の規定に適合しないこととなった場合、この建築物に対する当該建築基準法の規定は適用しない。
2. 地域活動支援センターは、特殊建築物である。
3. 文化財保護法の規定によって重要文化財として仮指定された建築物については、建築基準法の規定は適用しない。
4. 建築基準法第53条第1項第二号から第四号までの規定により、建蔽率の限度が $\frac{8}{10}$ とされている地域内で、建築物の敷地が防火地域の内外にわたる場合において、その敷地内の建築物の全部が耐火建築物であるときは、当該建築物の全部について、建蔽率の制限を受けない。
5. 建築材料の品質の規定における「建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である政令で定める部分」には、防火構造の構造部分で主要構造部以外のものは含まない。

【No.2】 建築基準法の手続等に関する次の記述のうち、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築主は、確認済証の交付を受けた建築物の計画について、構造耐力上主要な部分である基礎ぐいの位置の変更(変更に係る基礎ぐい及び当該基礎ぐいに接する部材以外に応力度の変更がない場合であって、変更に係る基礎ぐい及び当該基礎ぐいに接する部材が建築基準法施行令第82条各号に規定する構造計算によって確かめられる安全性を有するものに限る。)をして、当該建築物を建築しようとする場合においては、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものは、改めて確認済証の交付を受ける必要はない。
2. 建築主は、鉄筋コンクリート造、延べ面積500m²、地上3階建ての共同住宅の新築の工事において、2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程を終えたときは、指定確認検査機関が中間検査の引受けを行った場合を除き、建築主事の中間検査を申請しなければならない。
3. 都市計画区域内において、共同住宅の新築に当たって工事を施工するために現場に設ける鉄骨造、延べ面積300m²、地上2階建ての仮設事務所を建築しようとする者は、確認済証の交付を受ける必要はない。
4. 近隣商業地域内にある延べ面積300m²のナイトクラブを、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替を伴わずに、用途を変更してキャバレーとする場合においては、確認済証の交付を受ける必要はない。
5. 建築主は、指定確認検査機関から建築物の用途の変更に係る確認済証の交付を受けた場合において、工事を完了したときは、工事完了届を建築主事に届け出なければならない。

【No.3】 建築主事、特定行政庁等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 国土交通大臣が特に必要があると認め、その職員に、住居に立ち入り、当該住居を検査させる場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なくてもよい。
2. 建築主事は、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査に必要な限度において、当該建築物の建築主に対して、帳簿の提出を求めることができる。
3. 指定確認検査機関から確認審査報告書の提出を受けた特定行政庁が、確認済証の交付を受けた建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないと認め、その旨を当該建築物の建築主及び当該確認済証を交付した指定確認検査機関に通知したときに、当該確認済証は、その効力を失う。
4. 特定行政庁は、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている建築物が著しく保安上危険であると認める場合においては、当該建築物の所有者に対し、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却を命ずることができる。
5. 建築監視員は、緊急の必要がある場合においては、通知書の交付等所定の手続によらないで、違反建築物の建築主に対して、仮に、使用禁止又は使用制限の命令をすることができる。

【No.4】 一般構造に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 地上3階建ての有料老人ホームの居室で、入所者の談話のために使用されているものについては、採光のための窓その他の開口部を設けなければならない。
2. 映画館における階段に代わる高さ1.0m、勾配 $\frac{1}{8}$ の傾斜路で、その幅が4mの場合においては、中間に手すりを設けなくてもよい。
3. 図書館の居室において、換気に有効な部分の面積としてその居室の床面積の $\frac{1}{50}$ の窓その他の開口部を設けた場合は、換気設備を設けなくてもよい。
4. 共同住宅の各戸の界壁は、2,000Hzの振動数の音に対しては、50dB以上の透過損失となる遮音性能を有する構造としなければならない。
5. 住宅の居室で地階に設けるものは、国土交通大臣が定めるところにより、からぼりに面する開口部を設けた場合、壁及び床の防湿の措置等衛生のための換気設備は設けなくてもよい。

【No.5】建築物の構造計算に関する次の記述のうち、建築基準法上、正しいものはどれか。

1. 実況に応じた積載荷重の計算を行わない場合、大ばり、柱又は基礎の構造計算において、ささえ床の数が10の柱の垂直荷重による圧縮力を計算するときは、百貨店の売場に連絡する廊下の積載荷重を、 $1,600\text{N/m}^2$ とすることができる。
2. 屋根の積雪荷重は、屋根に雪止めがある場合、雪下ろしの実況に応じて垂直積雪量を減らして計算してはならない。
3. 建築物の地下部分の各部分に作用する地震力の計算に用いる水平震度は、地震時における建築物の振動の性状を適切に評価して計算をすることができない場合、地盤面からの深さが30mの部分については、建築基準法施行令第88条第1項に規定するZの数値に0.025を乗じて得た数値とすることができる。
4. 建築基準法施行令第82条第二号の構造計算に当たって、特定行政庁が指定する多雪区域において、地震時に構造耐力上主要な部分の断面に生ずる短期の各応力度を計算する場合、固定荷重、積載荷重及び地震力によって生ずる力のほか、積雪荷重によって生ずる力に0.35倍を乗じて得た値を加算して計算しなければならない。
5. 保有水平耐力計算において、層間変形角を計算する場合の地震力の計算に当たっては、標準せん断力係数を1.0以上としなければならない。

【No.6】鉄筋コンクリート造の建築物の構造方法に関する次の記述のうち、建築基準法上、正しいものはどれか。

1. 高さが3.6mで、延べ面積が 45m^2 の建築物については、構造耐力上主要な部分である柱の帯筋比に関する規定に適合することを要しない。
2. 高さ18mの建築物において、許容応力度等計算により安全性が確かめられた場合、柱の出すみ部分に使用する異形鉄筋の末端をかぎ状に折り曲げなくてもよい。
3. 高さ10mの建築物において、国土交通大臣が定める方法の構造計算によって振動又は変形による使用上の支障が起らないことが確かめられた場合、構造耐力上主要な部分である床版の厚さを8cm以上としなくてもよい。
4. 高さ40mの建築物において、限界耐力計算により安全性が確かめられた場合、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さの規定に適合することを要しない。
5. 高さ40mの建築物において、保有水平耐力計算により安全性が確かめられた場合であっても、耐力壁の厚さを12cm以上としなければならない。

【No.7】 防火・耐火に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、耐火性能検証法、防火区画検証法及び避難上の安全の検証は行わないものとする。

1. 防火地域内にある看板で、建築物の屋上に設けるもの又は高さ3mを超えるものは、その主要な部分を不燃材料で造り、又は覆わなければならない。
2. 延べ面積が3,000m²の主要構造部が不燃材料で造られた機械製作工場は、防火上有効な構造の防火壁によって有効に区画し、かつ、各区画の床面積の合計をそれぞれ1,000m²以内としなければならない。
3. 防火地域内において、地上3階建てで延べ面積1,000m²の物品販売業を営む店舗は、耐火建築物としなければならない。
4. 児童福祉施設等の用途に供する部分の防火上主要な間仕切壁のうち、自動スプリンクラー設備等設置部分の間仕切壁は、準耐火構造としなくてもよい。
5. 防火区画に用いる特定防火設備で、人の通行の用に供する部分に設けるものは、閉鎖又は作動するに際して、当該特定防火設備の周囲の人の安全を確保することができる構造としなければならない。

【No.8】 避難施設等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、避難階は1階とし、避難上の安全の検証は行わないものとする。

1. 地上3階建て、延べ面積1,500m²のボーリング場の3階の居室から地上に通ずる屋内の廊下及び階段の部分には、非常用の照明装置を設けなければならない。
2. 各階を物品販売業を営む店舗の用途に供する地上4階建ての建築物(各階の床面積500m²)においては、各階における避難階段の幅の合計は3.0m以上としなければならない。
3. 地上3階建て、延べ面積150m²の一戸建ての住宅において、2階にあるバルコニーの周囲には、安全に必要な高さが1.1m以上の手すり壁、さく又は金網を設けなければならない。
4. 主要構造部を耐火構造とした地上3階建ての共同住宅で、各階に住戸(居室の床面積50m²)が5戸あるものは、各階に避難上有効なバルコニーを有したものであっても、避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。
5. 主要構造部を耐火構造とした地上5階建ての共同住宅(各階の居室の床面積の合計200m²)における5階の住戸の居室で、当該居室及びこれから避難階に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたものについては、当該居室の各部分から1階に通ずる直通階段の一に至る歩行距離は、60m以下としなければならない。

【No.9】 建築設備に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、国土交通大臣の認定を取得したもの等特殊な建築設備ではないものとする。

1. 排煙設備を設置しなければならない居室に設ける排煙設備の排煙口には、煙感知器と連動する自動開放装置を設けたものについても、手動開放装置を設けなければならない。
2. 高さ31mを超える建築物において、高さ31mを超える部分を全て建築設備の機械室とする場合には、非常用エレベーターを設けなくてもよい。
3. 階段面の水平投影面積が 6m^2 であるエスカレーターの階段の積載荷重は、 16kN としてもよい。
4. 階数が3以上で延べ面積が $3,000\text{m}^2$ を超える建築物に設ける換気設備の風道で、屋外に面する部分については、不燃材料で造らなければならない。
5. 管の外径が 165mm 、肉厚が 9.6mm 、材質が硬質塩化ビニルの給水管が、居室と居室との間の準耐火構造の防火区画を貫通する場合においては、管の当該貫通する部分及び貫通する部分からそれぞれ両側に 1m 以内の距離にある部分を不燃材料で造らなければならない。

【No.10】 都市計画区域及び準都市計画区域内の道路等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、特定行政庁による道路幅員に関する区域の指定はないものとする。

1. 自動車のみ交通の用に供する道路内に、建築物である休憩所を設ける場合は、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。
2. 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法等によらないで、特定行政庁からその位置の指定を受けて築造する道は、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合を除き、縦断勾配を 15% 以下とし、階段状でないものとしなければならない。
3. 特定行政庁は、建築基準法第3章の規定が適用された際に現に建築物が立ち並んでいる幅員 1.8m 未満の道を指定して、建築基準法上の道路とみなす場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。
4. 敷地が道の中心線から 2m 未満 1.35m 以上の範囲内において特定行政庁が水平距離を指定した道路にのみ 2m (建築基準法第43条第2項に規定する建築物で同項の条例によりその敷地が道路に接する部分の長さの制限が付加されているものにあつては、当該長さ)以上接する建築物について、地方公共団体は、交通上、安全上、防火上又は衛生上必要があると認めるときは、条例で、その敷地、構造、建築設備又は用途に関して必要な制限を付加することができる。
5. 特定行政庁は、幅員 4m 未満の道について、土地の状況に因りやむを得ず、その中心線からの水平距離を 2m 未満 1.35m 以上の範囲において建築基準法上の道路とみなす場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

【No.11】 (イ)欄に掲げる用途地域内において、(ロ)欄に掲げる建築物を新築しようとする場合、建築基準法第48条の規定により、**特定行政庁の許可を受けなければ建築することができない**ものは、次のうちどれか。ただし、いずれの建築物も各階を当該用途に供するものとする。

	(イ)	(ロ)
1.	第二種低層住居専用地域	地上3階建ての学習塾で床面積の合計が150m ² のもの
2.	第一種中高層住居専用地域	延べ面積が1,000m ² の老人ホームに附属する平家建ての自動車車庫で床面積の合計が800m ² のもの
3.	第二種住居地域	地上3階建てのゲームセンターで床面積の合計が3,000m ² のもの
4.	近隣商業地域	地上2階建ての飲食店で床面積の合計が120m ² のもの
5.	工業専用地域	平家建ての保育所で床面積の合計が300m ² のもの

【No.12】 日影による中高層の建築物の高さの制限(以下、「日影規制」という。)又は建築物の各部分の高さの制限に関する次の記述のうち、**誤っている**ものはどれか。

1. 第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域内で日影規制が適用される区域内においては、北側高さ制限は適用しない。
2. 日影規制の緩和の規定において、建築物の敷地が幅員10mを超える道路に接する場合にあっては、当該道路の反対側の境界線から当該敷地の側に水平距離5mの線を敷地境界線とみなす。
3. 建築物の敷地の地盤面が隣地の地盤面より2.0m低い場合においては、その建築物の敷地の地盤面は50cm高い位置にあるものとみなして隣地高さ制限を適用する。
4. 日影規制とは、平均地盤面から一定の高さの水平面に生じる日影について規制するものであり、当該平均地盤面は、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が3mを超える場合においては、その高低差3m以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう。
5. 同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、これらの建築物を一の建築物とみなして、日影規制を適用する。

【No.14】 防火地域等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 防火地域内において、延べ面積 90m²、地下 1 階、地上 2 階建ての一戸建ての住宅で各階に居室を設ける場合は、耐火建築物としなければならない。
2. 防火地域内において、延べ面積 2,000m²、平家建ての卸売市場の上家で主要構造部が不燃材料で造られたものは、耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物とすることができる。
3. 準防火地域内において、延べ面積 600m²、地上 2 階建ての診療所(各階の診療所部分の床面積が 300m² であって、患者の収容施設がないもの)を新築する場合、耐火建築物としなければならない。
4. 準防火地域内において、延べ面積 600m²、平家建ての劇場(客席の床面積 180m²)を新築する場合、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。
5. 準防火地域内において、外壁が耐火構造の建築物については、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。

【No.15】 次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 一団地の住宅施設に関する都市計画を定める場合においては、第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域については、建築基準法第 52 条第 1 項第一号に規定する容積率及び第 53 条第 1 項第一号に規定する建蔽率と異なる容積率及び建蔽率を定めることができる。
2. スケート場で、国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の建築物であって、階数が 1、かつ、床面積が 2,000m² で、政令で定める基準に適合するものを、防火地域内に建築する場合には、耐火建築物又は準耐火建築物以外の建築物とすることができる。
3. 第一種中高層住居専用地域内において、延べ面積 500m²、地上 2 階建ての病院の全部を、大規模の修繕又は大規模の模様替を伴わずに有料老人ホームの用途に変更する場合は、確認済証の交付を受けなければならない。
4. 建築基準法第 6 条第 1 項の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事の施工者は、当該工事に係る設計図書を当該工事現場に備えておかななければならない。
5. 建築工事等において工事現場の境界線からの水平距離が 5m 以内で、かつ、地盤面からの高さが 2m 以上の場所からくず、ごみその他飛散するおそれのある物を投下する場合には、ダストシートを用いる等当該くず、ごみ等が工事現場の周辺に飛散することを防止するための措置を講じなければならない。

【No.16】 次の記述のうち、消防法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、防火対象物には地階及び無窓階はないものとし、また、指定可燃物の貯蔵又は取扱いはないものとする。

1. ホテルに附属する駐車場に設置する移動式の粉末消火設備には、非常電源を附置しなければならない。
2. 地上 20 階建ての共同住宅の 11 階以上の階については、消防法施行令に規定する避難器具の設置を要しない。
3. 共同住宅と宿泊所とが開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているときは、その区画された部分は、屋内消火栓設備に関する基準の規定の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなす。
4. 病院には、原則として、自動火災報知設備を設置しなければならない。
5. 特別養護老人ホームで、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有しないものには、原則として、スプリンクラー設備を設置しなければならない。

【No.17】 次の記述のうち、関係法令上、**誤っている**ものはどれか。

1. 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づき、主たる用途が、床面積 2,500m² の事務所と床面積 500m² の自動車車庫との複合用途である床面積の合計が 3,000m² の建築物を新築する場合、建築物全体として建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。
2. 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づき、床面積の合計が 2,000m² の高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないスポーツの練習場を新築する場合、建築物エネルギー消費性能基準に適合させなくてもよい。
3. 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、床面積の合計が 2,000m² の物品販売業を営む店舗を新築しようとするときは、不特定かつ多数の者が利用する駐車場を設ける場合、車いす使用者用駐車施設を 1 以上設けなければならない。
4. 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、建築主等は、現に存する建築物の用途を変更して、特別特定建築物(用途の変更に係る部分の床面積の合計が 2,000m²)にしようとするときは、当該特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。
5. 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、床面積の合計が 2,000m² の旅館を新築しようとするときは、客室の総数にかかわらず、車いす使用者用客室を 1 以上設けなければならない。